

昭和二十三年法律第九十二号

議院法制局法

各議院の法制局に左の職員を置く。

一 法制局長

二 参事

三 前各号に掲げる職員以外の職員

各法制局の職員の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二条 各法制局長は、所属職員を監督する。

第三条 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

第四条 各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員の配置は、法制局長が、これを定める。

第五条 各部課に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第六条 法制次長は、法制局長を助け、局務を整理し、各部課の事務を監督する。

第七条 法制局長に事故があるときは、法制次長が、法制局長の職務を行ふ。

第八条 法制局長に事故があるときは、法制次長が、法制局長の職務を行ふ。

第九条 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第十条 各部長は、部長を助け、部務を整理する。

第十一条 各課に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

第十二条 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

第十三条 参事は、上司の指揮監督を受け、事務を掌る。

第十四条 第一条第一項第三号に掲げる職員は、上司の指揮監督を受け、職務に従事する。

第十五条 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第十六条 各部長は、部長を助け、部務を整理する。

第十七条 各課に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

第十八条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第十九条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十一条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十二条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十三条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十四条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十五条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十六条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十七条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十八条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第二十九条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十一条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十二条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十三条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十四条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十五条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十六条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十七条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十八条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第三十九条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十一条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十二条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十三条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十四条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十五条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十六条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

第四十七条 各部課に課長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

2	この法律の施行の際現に各議院事務局の参事、主事、常任委員会調査員若しくは常任委員会調査主事、各議院法制局の参事若しくは主事、国立国会図書館の参事若しくは主事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事若しくは主事の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、同一の勤務条件をもつて、それぞれ各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事、国立国会図書館の参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参考に任用されたものとする。
1	(施行期日等)
附 则	(昭和四七年四月二八日法律第二一号) 抄
1	この法律は、公布の日から施行する。
附 则	(昭和五二年四月一八日法律第一七号)
この法律は、公布の日から施行する。	附 则
この法律は、令和五年四月一日から施行する。	(平成九年一二月一九日法律第一二六号) 抄
(施行期日)	この法律は、次の常会の召集の日から施行する。
第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施行する。	附 则
この法律は、令和五年三月三一日法律第四号)	(平成九年一二月一九日法律第一二六号) 抄
この法律は、令和五年四月一日から施行する。	附 则